

発議案第8号

市長の専決事項の指定の変更

上記発議案を富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成24年3月19日

提出者 富津市議会議員 平野 明彦

賛成者 同 岩本 朗

同 高橋 謙治

同 澤田 春江

同 岩崎 剛久

同 石井 志郎

同 大野 裕二

同 佐久間 勇

富津市議会議長 福原 敏夫 様

提案理由

富津市債権管理条例が平成24年4月1日から施行されることに伴い、市が提起する訴えで、その目的の額が1件100万円以下のものをあらかじめ市長の専決事項として定めること等により、市が有する私債権等について適切な時期に迅速に裁判所を通じた強制徴収の手続をとることができるようにするものである。

市長の専決事項の指定の変更

市長の専決事項の指定（昭和50年9月30日議決）の一部を次のように変更する。

本則第1号中「金額」を「額」に改め、第2号中「和解」の次に「又は調停」を加え、本則に次の1号を加える。

(3) 市が提起する訴えで、その目的の額が1件100万円以下のもの

附 則

この変更は、議決の日から施行する。